

デポジット会員規約

第1条（本規約の位置付け）

1. 本規約は、荒井商事株式会社（以下 「当社」といいます。）が主催する中古自動車・中古建設機械オークション（以下 「アライ A」といいます。）の会員のうちデポジット会員又はデポジット会員になろうとする者（以下「デポジット会員」といいます。）にのみ適用されるものとします。
2. 本規約は、アライオークション規約（以下「アライ A 規約」といいます。）及びアライオークション総合機械規約（以下「アライ A 総合機械規約」といいます。）の特則を定めるものであり、本規約の内容とアライ A 規約及びアライ A 総合機械規約の内容が矛盾する場合は、本規約が適用されるものとします。
3. 本規約に定めのない事項については、アライ A 規約、アライ A 総合機械規約、AI-NET 規約を適用するものとします。
4. 本規約で特段の定義をしない限り、本規約の用語は、アライ A 規約、アライ A 総合機械規約、AI-NET 規約に従うものとします。

第2条（会員資格）

デポジット会員への会員登録は、アライ A が定める会員登録を行った者のみに認められ、その会員資格は、以下の各号の要件を満たした者とします。

1. アライ A に提携会員登録及び準会員登録のいずれもが無いこと。
2. アライ A の限定会員等の入会登録が無いこと。
3. アライ A の正会員登録（保証人付与での入会）が無いこと。
4. 他社オートオークションに入会済みであること。
5. AI-NET プレミアムプランに入会すること。

尚、デポジット会員は、アライ A が提携する KCAA・ベイオーク・MIRIVE への提携会員の申し込みは出来ないものとします。また、アライ正会員登録時に提携会場に提携会員登録した会員は、デポジット会員へ移行した場合、提携会場の提携会員資格を失うものとします。

第3条（会員登録）

前条の会員資格を有する者が、以下の手続きを行い登録するものとします。

1. 会員登録に関しては、以下の書類の提出を行うものとします。

(1) 会社法人の場合は、

- A 入会申込書
- B 古物商許可証の写し
- C ID カード申請書、ID カード用顔写真
- D 展示場等の写真
- E 会社登記簿謄本、会社印鑑証明書
- F 代表者個人の住民票
- G 誓約書
- H 同意書
- I 車両売却同意書
- J 銀行口座通帳の写し
- K 他会場 ID カードおよび POS カードの写し
- L 適格請求書発行事業者登録番号

(2) 個人事業主の場合は、

- A 入会申込書
- B 古物商許可証の写し
- C ID カード申請書、ID カード用顔写真
- D 展示場等の写真

- E 会社所在地の不動産登記簿謄本（借地の場合は賃貸契約書の写し）
- F 代表者個人の住民票、印鑑証明書
- G 誓約書
- H 同意書
- I 車両売却同意書
- J 銀行口座通帳の写し
- K 他会場 ID カードおよび POS カードの写し
- L 適格請求書発行事業者登録番号

2. デポジット会員は、連帯保証人をつける必要はないものとします。

第4条（登録期間）

デポジット会員の登録期間は、入会日より1年間とし、登録期間満了の3ヵ月前までに当社又は会員のいずれかからも書面による別段の意思表示がない場合には、登録期間は1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

第5条（参加可能なオークション開催）

1. デポジット会員が参加を行うことができるオークション開催は、アライ A の下記各号のオークション開催（以下「アライ A 開催」といいます。）に限るものとし、各号のオークション開催毎に登録を要するものとします。なお、当社は、デポジット会員が各アライ A 開催への参加を希望する場合であっても、参加を認めないことができるものとします。
 - (1) アライオークションバントラ
 - (2) アライオークション総合機械
 - (3) アライオークション4輪仙台
 - (4) アライオークション4輪小山
 - (5) アライオークション4輪ベイサイド
2. デポジット会員が参加するアライ A 開催を変更する場合、当社に事務手数料として10,000円（税別）を支払うものとします。
3. デポジット会員の参加方法として、オークネットライブオークション・JUナビでの参加はできないものとします。

第6条（保証金の預託と与信枠）

1. 保証金の取扱等については、次のように定めます。
 - (1) 保証金額は、金10万円以上から10万円単位で当社に預託していただきます。
 - (2) 保証金は無利息とします。
 - (3) 保証金はデポジット会員がアライ A に対して負担する債務を担保するものとし、デポジット会員は保証金と自己の負担する債務との相殺を主張できないものとします。
 - (4) 複数のアライ A 開催を利用する場合、各アライ A 開催に対して、保証金を差し入れるものとします。
2. 落札限度額（与信限度額）については、次のように定めます。
 - (1) 落札金額の合計の限度額（以下「落札限度額」といいます。）は、アライ A 開催毎に、デポジット会員が当社に差し入れた保証金の5倍の金額までとします。なお、当社は、デポジット会員が希望する保証金の額であっても、落札限度額との関係で、その受け入れを行わない場合があります。
 - (2) デポジット会員は、出品者その他債権者としてアライ A に対して、成約車両代金の支払請求権その他債権を有している場合であっても、当該債権と成約車両代金支払債務その他債務との相殺はできず、落札限度額は増加しないものとします。
 - (3) デポジット会員の落札限度額（与信限度額）枠の変更をする場合、1回あたり、当社に事務手数料として10,000円（税別）を支払うものとします。増額する場合は、当社が

デポジット会員から事前に増額分保証金の入金を確認した時点で、落札限度額を増額するものとします。なお、会員登録日より1年間は、原則として減額できないものとします。

第7条（出品者に対する成約車両代金等の支払い）

アライ A による出品者に対する成約車両代金・自動車税等の支払いは、当該オークション開催日の成約車両すべての登録書類を提出した場合であっても、原則として、当該オークション開催日を含む7日以降に行うものとします。

第8条（搬出規定）

デポジット会員の落札車両の搬出は、落札代金の入金後となります。また、当社が落札者から入金を確認した時点で、落札車両の所有権は出品者から落札者に移転されるものとします。成約後に売買契約解除となった車両の搬出についても、キャンセル料等の入金後となります。

第9条（会員登録の停止及び取消）

デポジット会員はAI-NET プレミアムプランを脱会する場合、デポジット会員資格を失うものとします。その場合、当社は、事前通告をすることなく当該会員に対し会員登録を停止又は取消しできるものとします。これに対して当該会員は異議の申し立てを行わないものとします。尚、この場合、当該会員は、会員登録の停止又は取消しまでに発生した料金等、当社に対する債務の全額を、直ちに当社の指示する方法で一括して支払うものとし、又、当社は、当該会員に損害賠償の請求（弁護士費用含む）をすることがあり、当該会員より受領した保証金の全部又は一部を返還しないことがあります。

第10条（本規約の改定）

当社は、アライ A の運営上必要かつ相当であると認める場合、本規約を改定できるものとします。この場合、会員の権利義務その他アライ A の運営・管理に関する条件は、変更後の規約によるものとします。尚、変更規定の内容は、オークション会場内にて開示する他、書面での通知、アライ A のホームページ等にて行うものとします。

本規約は、令和元年5月1日から施行します。

本規約は、令和2年8月15日一部改定、施行。

本規約は、令和4年4月1日一部改定、施行。

本規約は、令和6年10月1日一部改定、施行。

本規約は、令和7年1月1日一部改定、施行。